

15 左官職種(左官作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>こて(鏝)及びこて板を使用し、建物の壁や床、土塀などに対し、塗り仕上げる左官工事(注)施工作業をいう。</p> <p>※注 左官工事の定義(左官施工法2008:(社)日本左官業組合連合会発行) 可塑性のある材料を現場において使用し、所定の場所に必要な厚さに塗り、あるいは吹き付ける工法のことである。使用される材料は現場において調合された材料や既調合製品が水を媒体として混練されている。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)左官工事施工作業 以下の①、③、⑤の2.及び3.を必須作業とし、他の作業はできる限り技能実習計画に盛り込むこと。</p> <p>①墨出し作業 ②左官材料の調合及び練合せ作業 ③各種下地に応じた塗り作業 ④むら直し、中塗り及び上塗り作業 ⑤次の工法の施工作業 1.せっこうプラスタ塗り工法 2.セメントモルタル塗り工法 3.床塗り工法 ⑥左官用材料の種類判定作業</p> <p>(2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③左官作業に必要な整理整頓作業 ④左官作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①測定作業 ②各種図面の読図作業 ③現場の整理整頓作業 ④作業工程管理作業 ⑤左官作業用機械の保守管理作業 ⑥養生及び事故対策作業 ⑦こまい(木舞)作業 ⑧自由研削砥石作業(特別教育が必要。)</p> <p>(2)周辺作業 ①材料、副資材等の現場内の移送作業 ②足場組立て作業 ③各種揚重運搬機械等の運転作業(各種機械装置に応じた特別教育、技能講習等が必要。) ④玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。)</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施すること。) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の①のうち必ず一つ以上使用し、②から⑦は必要に応じて使用すること。</p> <p>①結合材(必ず一つ以上使用すること。)</p> <p>1.セメント 2.せっこうプラスタ 3.ドロマイトプラスタ 4.消石灰 5.貝灰 6.こまい壁土</p> <p>②混和材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.無機質混和材 2.合成樹脂系混和剤 3.減水剤 4.防水剤 5.しっくい用のり 6.こまい壁用のり 7.既調合混和材料 8.顔料</p> <p>③骨材(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.砂 2.パーライト 3.パーミキュライト 4.膨張頁岩 5.焼成フライアッシュ 6.左官用軽量発泡骨材 7.種石 8.色砂 9.アスファルトモルタル用碎石 10.石粉 11.構造用人工軽量骨材</p> <p>④水(必ず使用すること。)</p> <p>⑤補強材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.すざ 2.下げお 3.しゅろ毛及びパーム 4.グラスファイバメッシュ 5.その他の繊維類</p> <p>⑥既調合材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.ラス下地用既調合軽量セメントモルタル 2.仕上げ塗材用下地調整塗材 3.既調合セメントモルタル 4.カラーセメント 5.かき落しリシン材 6.セメントスタッコ 7.ローラ模様仕上塗り材 8.既調合せっこうプラスタ 9.既調合ドロマイトプラスタ 10.既調合しっくい 11.繊維壁材 12.こて塗り用軽量塗り材 13.樹脂プラスタ 14.セルフレベルング材</p> <p>⑦補助材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.目地棒 2.吸水調整材(接着増強剤) 3.合成樹脂系シーラ 4.防凍剤</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の1.から5.は必ず使用し、6.から12.は必要に応じて使用すること。</p> <p>1.左官作業用各種手工具 2.各種こて(鏝)類 3.各種こて板 4.墨出し用具 5.定規、水平器等測定用器具 6.各種ブラシ 7.ポンプ 8.研磨機 9.吹付け機 10.ミキサ 11.自由研削砥石(特別教育が必要。) 12.保護具(眼鏡、マスク等)</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>左官作業結果そのものが製品である。したがって、以下の工法等で仕上げた作業結果が製品となる。</p> <p>1.しっくい塗り工法 2.ドロマイトプラスタ塗り工法 3.せっこうプラスタ塗り工法 4.樹脂プラスタ仕上げ塗り工法 5.セメントモルタル塗り工法 6.既調合セメントモルタル塗り工法 7.こまい壁塗り工法(大津壁塗り工法、土物壁塗り工法) 8.かき落とし粗面仕上げ工法 9.繊維壁材塗り工法 10.人造石塗り及びテラゾ現場塗り工法 11.軽量骨材仕上塗材塗り工法(パーライト壁工法、ひる石壁工法) 12.GL・ドライウォール工法 13.床塗り工法 14.透湿外断熱工法 15.珪藻土仕上げ</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>7.内外装仕上げ作業 8.断熱・吸音作業 9.足場組立て作業のみの場合 10.材料の調合及びこね作業のみの場合 11.木舞作業のみの場合 12.GRC製品製造作業</p>